



特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 日

長野県知事

様

提出者

住 所 名古屋市東区東新町1番地

氏 名 中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員
林 欣吾

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-951-8211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 中部電力(株)飯田水力センター

事業場の所在地 長野県飯田市上郷飯沼2148番地1

計画期間 令和6年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 電気業

②事業の規模 資本金4,307億円

③従業員数 3153人(うち、飯田水力センターは99人)
※2023年3月31日現在

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

設備廃止・撤去 → 収集運搬 → 焼却
(排出事業者) (収集運搬業者) (処理事業者)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙のとおり」

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PCB含有の可能性がある機器はPCB分析を実施し、含有機器と判明した場合適切な焼却処理を実施した。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 必要に応じ、さらに分別を徹底させる。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物	
	全処理委託量	107 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	107 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・マニフェストにより最終処分の確認を徹底している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物	
	全処理委託量	128 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	128 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・上記（計画①）を継続して、実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

5 安全衛生管理組織図

(発注者)

凡例

→ 指揮・命令 指導・助言

施工担当箇所
中部電力㈱ 再生可能エネルギーCP
飯田水力センター 技術課
(TEL)
課 長
副長
作業管理者
作業管理者 (代行)
作業管理者 (代行)
作業管理者 (代行)

安全衛生主管部署
中部電力㈱ 再生可能エネルギーCP 飯田水力センター業務課
(TEL)
〈安全担当〉
専任課長
〈業務課〉
課 長
副 長
主任

保守担当箇所
中部電力㈱ 再生可能エネルギーCP 飯田水力センター
(TEL)
所長
保守副長
保守長

(請負者)

株式会社
TEL
総括安全衛生管理者
安全管理者
衛生管理者

場所
変電所TEL -
変電所内線
現場責任者
(認定番号)
現場監督者
(認定番号)
現場監督者
(認定番号)
現場監督者
(認定番号)

特定元方事業者
会社名
(TEL)
統括安全衛生責任者

構内関連作業

現場監督者
認定番号
職長
作業者

現場監督者
認定番号
職長
作業者

現場監督者
認定番号
職長
作業者

現場監督者
認定番号
職長
作業者

〈注意事項〉

1. 「労働安全衛生法」第10～12条の定めを目安とし、請負者の組織とする。
2. 現場責任者、監督者認定番号は「着工兼現場責任者および現場監督者届」および「現場監督者資格認定証」の写により明確な場合は、記載を省略してもよい。
3. 特定元方事業者とは、「中部電力㈱発注工事災害防止規程」に定める事業者をいう。
4. 「労働安全衛生法」第15条の定めを目安とし、統括安全衛生責任者の氏名等を含め現場の実態による。
5. 主任技術者または監理技術者名を記載する。(下請負契約の請負代金が4,500万円以上の場合は監理技術者の配置が必要)
6. 個人データを取扱う作業を実施する場合は、「情報管理責任者」「個人情報取扱責任者」を記載する

計画：当年度特別管理産業廃棄物排出量の目標値

※総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分を行った（行う）量＋全処理委託量

・各特別管理産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の特別管理産業廃棄物の量を記載してください。

- ・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄のそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分した（する）量と自ら中間処理した後自ら埋立処分した（する）量を記載してください。（自ら中間処理した産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）